

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県観光づくり推進条例（埼玉県条例第十九号）（観光課）

一 趣旨

本県の観光づくりについての基本理念を定め、県の責務並びに県民、観光事業者及び観光関係団体の役割を明らかにするとともに、観光づくりに関し必要な事項を定めることにより、県民生活の向上及び県民が誇れる地域社会の実現に寄与するための条例

二 内容

(一) 基本理念

(二) 県の責務

(三) 県民、観光事業者及び観光関係団体の役割

(四) 観光づくりに関し必要な事項

ア 県民のおもてなしの心の醸成

イ 観光づくりに寄与する人材の育成

ウ 特産品の開発及び販売の促進

エ 観光情報の発信

オ 広域的な観光づくりの推進

カ 国外からの来訪促進

キ 来訪者の安心、安全かつ快適な環境の整備

ク 観光地における良好な景観及び環境の保全等

ケ 観光づくりのための基盤整備

コ 基本計画

サ 推進体制の整備等

三 施行期日

公布の日